

生活排水の処理に関する要望決議について

本市議会は、中山間地域における生活排水の処理についての方針と具体的な手法を示し、受益に対する適正な負担についての基本的な考え方を早急に示すよう市に要望するため、別紙のとおり決議するものとする。

平成24年12月21日 提出

提出者 周南市議会環境建設委員会
委員長 青木 義雄

(別紙)

生活排水の処理に関する要望決議

周南市では、現在、周南市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の改定作業が進められている。これは、市におけるし尿及び浄化槽汚泥処理の現状を整理し、下水汚泥とし尿及び浄化槽汚泥の処理システムの統一を図ることにより、河川や海などの公共用水域の水質保全を目的とするものである。

この中において、基本理念として、下水道、集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の整備を進めることにより、生活排水処理率100%を目指している。また基本方針として、生活排水処理率の向上を目指し、下水道、集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の効率的な整備を行い、排出されるし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するとある。

しかしながら、この考え方の具体的な整備手法等がこの計画からは見えてこない。

よって、環境衛生の向上に資するため、下記のことを要望する。

記

- 1 平成23年度における生活排水処理率は、88.6%である。この生活排水処理率100%を目指すのであれば、とりわけ中山間地域における生活排水の処理について、方針と具体的な手法を示すこと。
- 2 また、生活排水を処理する事業における市民の負担割合が違い過ぎる。このことから、受益に対する適正な負担についての基本的な考え方を早急に示すこと。

以上、決議する。

平成24年12月21日

山口県 周南市議会